

令和 8 年 3 月 吉日

一般社団法人 日本脊椎脊髄病学会	理事長	中村 雅也
社会保険等システム検討委員会	担当理事	細金 直文
	委員長	平井 高志
脊椎内視鏡検討委員会	担当理事	山田 宏
	委員長	中川 幸洋

令和 8 年度診療報酬改定に伴う K142-9 腰椎後方椎体固定術（内視鏡下） の新設のお知らせと適切な診療報酬算定のお願い

令和 8 年度診療報酬改定により K142-9 腰椎後方椎体固定術（内視鏡下）が新設されました。これは脊椎内視鏡システム（MED、FESS、UBE 等複数ポータル脊椎内視鏡）を用い椎体間の処置を行い、後方からスクリューを挿入し椎体固定を行う手技です。

本区分は胸腔・腹腔・後腹膜腔の体腔を経由する

- ・ K142-3 胸椎又は腰椎前方固定術（内視鏡下） 2 腰椎前方固定術
- ・ K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術 15 腰椎前方後方同時固定術

とは異なりますのでご注意ください。

また、本術式は脊椎内視鏡使用を前提とした低侵襲手術に対する評価として新設されたものです。従って

- ・ 脊椎内視鏡を補助的な使用のみにとどめた場合
- ・ 脊椎手術に認可されていない内視鏡機器を用いて実施した場合

は本区分に該当しないのでご注意ください。

会員各位におかれましては、趣旨をご理解のうえ適正な診療報酬算定をよろしくお願い申し上げます。

以上